

カナダ

主要データ

国名〔英名〕	カナダ〔Canada〕
面積(km ²)	9,984,670
海岸線延長(km)	202,080
人口(百万人)	37.9
人口密度(人/km ²)	3.8
GDP(bUS\$)	1,741.87
一人当り GDP(US\$)	45,907.13
主要鉱産物：鉱石	鉄、チタン、亜鉛、銅、ニッケル、ウラン、モリブデン、プラチナ等
主要鉱産物：地金	亜鉛、銅、鉛、ニッケル、コバルト、アルミニウム等
鉱業管轄官庁	連邦：Natural Resources Canada BC州：Ministry of Energy, Mines and Petroleum Resources AB州：Ministry of Energy, Ministry of Environment and Parks SK州：Ministry of Energy and Resources MB州：Department of Growth, Enterprise and Trade ON州：Ministry of Energy, Northern Development and Mines QC州：Ministry of Energy and Natural Resources NL州：Department of Natural Resources NB州：Department of Energy and Resource Development NS州：Department of Energy and Mines YT準州：Department of Energy, Mines and Resources NT準州：Department of Industry, Tourism and Investment NU準州：Department of Economic Development and Transportation
鉱業関連政府機関	Impact Assessment Agency of Canada、Canadian Nuclear Security Commission、Geological Survey of Canada、各州・準州の政府機関（州地質調査所等）
鉱業法	BC州：Mines Act AB州：Mines and Minerals Act SK州：Crown Minerals Act、Mineral Resources Act MB州：Mines and Minerals Act ON州：Mining Act QC州：Mining Act NL州：Mineral Act、Mining Act NB州：Mining Act NS州：Mineral Resources Act、Mines Act YT準州：Quartz Mining Act NT準州：Northwest Mining Regulations（連邦法） NU準州：Nunavut Mining Regulations（連邦法）
ロイヤルティ	NT準州／NU準州：連邦が定める鉱業法に従う その他：各州・準州の定める鉱業法・鉱業税法等に従う
外資法	Investment Canada Act

環境規制法 (環境影響調査制度、 環境・排出基準の有無等)	連邦：Impact Assessment Act、Canadian Environmental Protection Act、Environmental Enforcement Act、Fisheries Act、Navigable Waters Protection Act、Species at Risk Act 等 NT 準州／NU 準州：連邦法 (Canadian Environmental Protection Act) その他：各州・準州の定める環境規制法や環境保護法等
鉱業公社	QC 州：Ressources Québec(ケベック資源公社)
鉱業活動中の民間企業	Vale、Rio Tinto、Glencore、Teck Resources、Cameco、Newmont、Barrick Gold、他

注) BC：ブリティッシュ・コロンビア、AB：アルバータ、SK：サスカチュワン、MB：マニトバ、ON：オンタリオ、QC：ケベック、NL：ニューファンドランド・ラブラドール、NB：ニュー・ブランズウィック、NS：ノバスコシア、YT 準州：ユーコン準州、NT 準州：ノースウエスト準州、NU 準州：ヌナブト準州

1. 鉱業一般のトピックス

(1) 概況

2020年のカナダの鉱産物生産額（金属、非金属および石炭の合計、推定値）は、前年比約18%減の43.9bC\$となった。鉱産物別では金属が前年比約1%減(28.5bC\$)、非金属が前年比約40%減(11.4bC\$)、石炭が前年比約17%減(3.9bC\$)となり、非金属および石炭において大幅な落ち込みがみられた。全体に占める割合は、上位から順に金12.3bC\$（前年比約15%増）、鉄鉱石5.6bC\$（前年比約3%減）、石炭4.0bC\$（前年比約30%減）、カリウム3.7bC\$（前年比約26%減）、銅3.7bC\$（前年比約9%減）であり、これら5品目で総生産額の約7割を占めている。

2020年の探鉱支出額合計（推定値）は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響にもかかわらず前年比約6%減(2.1bC\$)に留まった。上半期は多くの企業が探鉱活動を中断せざるを得なかったものの、その後の規制緩和や金属価格の上昇（特に金価格が大きく貢献）を受けて年内には通常水準にまで持ち直したためと考えられる。一方で、2019～2020年の間に、国内の探鉱プロジェクト数は1,775件から1,587件に、探鉱企業数は664社から596社に減少した。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) 連邦政府がクリティカルミネラル（重要鉱物）リストを公表、31鉱種を指定

加連邦政府は2021年3月11日、同国の経済安全保障上必要不可欠かつ低炭素化経済への移行に必須で、同国が同盟国に対する持続可能な供給源となりうる鉱物資源を「クリティカルミネラル（重要鉱物）」と定義し、以下のとおり31鉱種を指定した（鉱種名のアルファベット順）。

アルミニウム、アンチモン、ビスマス、セシウム、クロム、コバルト、銅、螢石、ガリウム、ゲルマニウム、グラファイト、ヘリウム、インジウム、リチウム、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ニッケル、ニオブ、白金族、炭酸カリウム、レアアース、スカンジウム、タンタル、テルル、錫、チタン、タングステン、ウラン、バナジウム、亜鉛

同国は、本リストの公表により、カーボンニュートラル社会の実現に向けて潜在的な投資を呼び込み、重要鉱物の世界的サプライヤーとしての地位を確立し、強靱な域内バリューチェーンを構築することを目指している。また、2020年1月には、加米両政府間において重要鉱物の協力に関する共同行動計画（Joint Action Plan on Critical Minerals Collaboration）が策定されたほか、2021年度予算では同計画の実施主体となる専門機関（Critical Minerals Centre of Excellence）の設立に3年間で9.6mC\$が投じられるなど、北米サプライチェーンの構築に向けた国際協力関係強化の動きも加速している。

なお、QC州政府は2020年10月、代替が効かずリスクが高い鉱種を「クリティカルミネラル」、低炭素化経済への移行および関連政策の遂行に必要な不可欠な鉱種を「戦略ミネラル」と定義し計22鉱種を

指定したほか、ON 州政府は 2021 年 3 月に独自のクリティカルミネラル戦略を策定することを発表した。いずれの州政府も国内外からの投資を呼び込み、持続可能なバリューチェーンの構築に向けて競争力を高めることを狙いとしている。

(2) 外資規制

カナダにおける外国投資は、カナダ投資法 (Investment Canada Act) により規制されている。従来、エネルギー分野などの買収は国家安全保障レビューの対象となり、より厳しい審査が行われていたところ、連邦政府は 2021 年 3 月、本ガイドラインを更新することを発表。外国投資による国家安全保障上のリスクが懸念される分野として、機密性の高い個人データ、特定の機密性の高い技術、クリティカルミネラル、国有企業または外国政府と密接な関係を持つ投資家による投資を特定し、事業価値の大小や当該事業が支配的投資であるか否かにかかわらず、同分野における外国投資を精査する方針が示された。

また、連邦政府は 2021 年 7 月、対外干渉や諜報活動などから国内の知的財産を保護することを目的として、研究協力に関する安全保障ガイドライン (National Security Guidelines for Research Partnership) を公表した。本ガイドラインは、連邦政府傘下の自然科学・工学研究機構 (NSERC) が提供する助成制度に適用され、申請書に基づき評価した結果、国家安全保障上の懸念が高いとされた案件は安全情報局 (CSIS) などによって精査される。対象となるのは、諸外国の軍隊、警察、諜報機関に関連する研究、またはクリティカルミネラル、原子力、重要なインフラ、輸出入許可法により規制されている技術およびソフトウェアに関する研究など。CSIS は 2021 年 4 月に公表した報告書の中で、国内の研究機関を狙った、中国やロシアなどによる機密情報や先進技術の潜在的な搾取を警告しており、連邦政府は今後、本ガイドラインの適用範囲を拡大する可能性も示唆している。

(3) 気候変動対策目標

2020 年 11 月 19 日、トルドー首相は 2050 年までに温室効果ガス (GHG) 排出量ネットゼロを目指すことを宣言した。2021 年 4 月には、米国が主催する気候変動に関する首脳会議 (サミット) において、GHG を 2030 年までに 2005 年比で 40~45%削減するという新たな目標を発表。本目標は、パリ協定に基づく「国が決定する貢献 (NDC)」として、同年 7 月に正式に国連に提出されたほか、連邦政府に対して、具体的な気候変動対策の目標設定および議会への進捗報告を義務付ける連邦法 (Net-Zero Emissions Accountability Act) が成立したことで法定目標となった。また、2021 年 6 月には、すべての新車の乗用車および軽トラックのゼロエミッション車化を 5 年前倒し、2035 年までに義務化する方針が発表された。

なお、カナダ全土では連邦法 (GGPPA : Greenhouse Gas Pollution Pricing Act) の下、2018 年より炭素税 (2030 年までに 170C\$/t へ引き上げ) および排出量取引制度が導入されているが、GGPPA と同様の法制度が適用されていると認められた州・準州においては対象外となっている。連邦炭素税の課税を巡っては、ON 州、SK 州、AB 州の 3 州が越権行為に当たるとして連邦政府を起訴。2019 年以降、係争が続いていたところ、2021 年 3 月にカナダ最高裁判所は、地球温暖化は「国家的な懸念事項」であるため、個々の州政府の取り組みでは対処しきれず、また、GGPPA は最低限の炭素価格付けであり州の権限への影響は限定的であるとの見解から、GGPPA は合憲であるとの判断を下した。上述の野心的な目標に関しても具体的な取り組みは州政府に委ねられることから、今後も連邦政府と州政府間の調整・協力が求められる。

(4) 第 44 回連邦下院議会選挙を実施、新内閣は気候変動対策を最優先へ

2021 年 9 月 20 日、第 44 回連邦下院 (定数 338) 議会選挙の投票が行われた。トルドー首相率いる中道左派の与党・自由党が 156 議席 (改選前 155) を獲得し、第 1 党となったものの単独過半数には至らず、法案や政策ごとに新民主党などとの連携が求められる。COVID-19 第 4 波の最中に総選挙を決

行したことに對しては、多くの有権者から批判の声が挙がったが、感染拡大防止対策や記録的な熱波と相次ぐ山火事により、気候変動対策に関する国民の関心が高まり、現政権が一定の評価を得たものとみられる。

同年 10 月 26 日には、第 3 期トルドー内閣が発足。第 26 回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）を前に Jonathan Wilkinson 前環境・気候変動相が天然資源相に、環境活動家の Steven Guilbeault 前カナダ民族遺産相が環境・気候変動相に起用されることとなった。気候変動対策を国家の最優先課題とするトルドー首相の姿勢を強く反映した人事であるが、AB 州をはじめとする保守政権や資源エネルギー業界からは懸念の声が挙がっている。

3. その他トピックス

(1) 重要鉱物の北米域内サプライチェーン構築に向けた動きが加速

COVID-19 感染拡大により供給網の脆弱性が露呈したことや気候変動の明確な脅威を受けて、連邦政府および州政府は、強靱かつ持続可能な域内サプライチェーンの構築に力を入れている。上述のクリティカルミネラルリストの公表や米国、EU をはじめとする諸外国との協力関係強化に加え、特に電気自動車（EV）のバッテリーに使用されるニッケル、リチウム、コバルト、グラファイトやモーター向けのレアアースに関して、大手自動車メーカーの誘致やリサイクルおよび精錬事業に対する出融資などを積極的に行っている。

また、サプライチェーン全体における企業活動も活発化している。バッテリーメタルでは、加 First Cobalt 社が北米唯一のプライマリーコバルト精錬所（ON 州）の再稼働に向けた資金を連邦・州政府から獲得し、2022 年下半年からの硫酸コバルトの生産開始を計画しているほか、使用済みリチウムイオン電池（LIB）からの正極材原料回収技術を開発中の加 Li-Cycle 社は、大手自動車メーカーなどとの連携を相次いで発表し、米国に 2 工場を新設することでリサイクル処理能力を 3 倍に拡張する予定である。レアアースでは、2021 年 7 月に豪 Vital Metals 社が国内初となる NT 準州 Nechalacho 鉱山での生産開始を発表し、北米では米 CA 州 Mountain Pass 鉱山に次ぐ 2 番目のレアアース生産企業となった。同社は原料供給に関して、SK 州で鉱石処理・分離施設を建設中の王立研究機関 Saskatchewan Research Council の他、独自の溶媒抽出技術を開発中の加 Ucore Rare Metals 社との連携を発表している。

(2) 記録的な熱波と山火事による鉄道・港湾インフラの混乱

2021 年 6 月 26 日以降、加西部および米北西部は記録的な熱波に見舞われ、加 BC 州 Vancouver 市から北東約 260km に位置する Lytton 村では観測史上最高となる 49.6 度が記録された。6 月 30 日には同村で大規模な山火事が発生し、近隣の鉄道インフラが損傷したため、金属鉱産物を含む貨物の輸送に遅延が生じた。加 Cameco 社は 7 月上旬に SK 州 Cigar Lake ウラン鉱山の操業を数日間停止したほか、加 Teck Resources 社は原料炭の船積み港の切り替え措置を講じるとともに、8 月中旬には BC 州 Highland Valley 銅鉱山の操業を数日間停止した。

(3) 先住民族の権利に関する国際連合宣言実施法案が法制化へ

2021年6月、先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）実施法案が両院で可決された。カナダでは1982年の憲法改正により先住民の権利が明文化され、2004年のカナダ最高裁判所判決において「先住民とのコンサルテーション義務（duty to consult and accommodate）」が定められた。「先住民とのコンサルテーション義務」は、先住民に拒否権を与えるものではないとされているが、不明確な箇所が多く、実際の運用をめぐる数々の混乱が生じている。UNDRIPには「自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC: free, prior and informed consent）」という概念があり、連邦政府はこれまでFPICは拒否権ではないとの立場を示してきた。本法案では先住民の「同意」とは具体的に何を示すのかについては定義されておらず、「先住民とのコンサルテーション義務」との整合性を如何に確立させるのか、また、UNDRIPがどのように国内法に反映されるのかについては今後の動向が注目される。

(4) Vale、Sudbury ニッケル・銅鉱山で約10年振りのストライキ

Valeは2021年6月1日、労働組合（USW第6500支部）が労働協約案の受け入れを拒否し、ストライキに突入したことから、ON州Sudburyニッケル・銅鉱山および製錬所の操業を一時停止した。6月14日には同社から新たな労働協約案が提示されたものの、議論の焦点となっていた、新規雇用者を対象とした退職後のグループ保険の廃止については多くの改善がなされていなかったことから再び否決され、米国市場では同社製ニッケル・ペレットの代替としてブリケットのプレミアム価格が上昇するなど混乱が生じた。その後は暫く膠着状態が続いていたが、仲介役の下で2021年7月中旬に交渉が再開され、退職後のグループ保険の維持や基本給の引き上げを含む新たな労働協約案が組合員の85%による賛成を得て、2021年8月3日に批准された。USW第6500支部による今回のストライキは、2009年7月から収束までに約1年を要した前回の長期ストライキ以降初めてであったことから、同業界に衝撃を与えた。

(2021.11.9 バンクーバー事務所 佐藤 佑美)